

令和8年6月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
（うち電気シェーバー1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
（うち照明器具2件、電気マット1件、自転車1件、
USBケーブル1件、電気炊飯器1件、ノートパソコン1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、エアコン1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
充電器（スマートフォン用）1件、スピーカー1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について
（管理番号：A202600172）

①事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を熔融する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂熔融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）5月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701 ～	2023年7月1日 ～	94,747
	ES-PV3A	240509	2024年5月9日	90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301 ～	2023年3月1日 ～	56,542
	ES-RT1AU	240731	2024年7月31日	132,622

2025年（令和7年）5月21日からリコール（無償交換）を実施
交換率：24.6%（2026年5月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。


年度	事故件数	被害状況
2026年度	1	火災
2025年度	22	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202600172）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞
ラムダッシュ パームイン

製品本体写真


①品番表示箇所
本体底面



品番

品番 **ES-PV6A** 充電式 WET
Li-ion 充電電池はリサイクル
DC3.6V 充電時間 2h

②製造番号表示箇所



外刃フレームは ⇨ を押すことで外すことができます。



適用アダプター RU1-01
替刃品番 外刃 ES9181
内刃 ES9170
23年製 **230922**

製造番号

外刃フレームを外した状態 ⇑

エントリーシェーバー3枚刃

製品本体写真



本体裏面

品番 **ES-RT4AU** ← **①品番表示箇所**

充電式
DC1.2V 充電時間 2h
適用アダプター RU1-01
替刃品番 外刃 ES9087
内刃 ES9068
充電電池はリサイクルへ
NI-MH
パナソニック株式会社
Made in China
23年製
230316 ← **②製造番号表示箇所**

<交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。
※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3 枚刃



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、松本、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600172	令和8年5月8日	令和8年5月29日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施 (特記事項を参照) 交換率: 24.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600162	令和8年5月9日	令和8年5月28日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A202600163	令和8年4月12日	令和8年5月28日	電気マット	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月25日
A202600164	令和8年5月8日	令和8年5月28日	自転車	重傷1名	当該製品で歩道を走行しようとしたところ、チェーンが外れ、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600165	令和8年3月25日	令和8年5月28日	USBケーブル	火災	車両内で当該製品を充電器に接続し使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和8年5月29日に公表したUSBケーブルに関する事故（A202600156）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月18日
A202600166	令和8年2月24日	令和8年5月28日	電気炊飯器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和8年3月17日に公表した発電モニタ（太陽光発電システム用）に関する事故（A202501352）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月22日
A202600167	令和8年4月29日	令和8年5月28日	照明器具	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月15日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600168	令和8年5月2日	令和8年5月28日	ノートパソコン	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月7日
A202600169	令和8年4月23日	令和8年5月28日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月12日
A202600170	令和8年5月24日	令和8年5月29日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況も含め、現在、原因を調査中。	福島県	
A202600171	令和8年5月17日	令和8年5月29日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202600173	令和8年5月15日	令和8年5月29日	充電器(スマートフォン用)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を熔融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202600174	令和8年5月4日	令和8年5月29日	スピーカー	火災	当該製品付近から発煙する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から50年以上経過した製品 令和8年5月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし